

仲介手数料0円空き家バンク

制度概要

氷見市では、令和6年能登半島地震により被災し住家が確保できない人や移住者を対象に、令和6年3月から「仲介手数料0円空き家バンク（空き家とその敷地を合わせて売買価格250万円以下の物件）」を開設しています。

通常、成約したときに売却者と購入者の双方が、仲介した宅地建物取引業者に対し、仲介手数料を支払う必要がありますが、ここに掲載している物件については、仲介手数料が無料になります。（市から取引業者に対し、**登録時15万円、成約時30万円**の報奨金を交付します。）

※登録が令和8年3月31日以前の場合は成約時の報奨金が20万円となりますのでご注意ください。

① 物件を売却したい人

宅地建物取引業者に仲介または代理を依頼してください。

〈登録時要件〉

- 1 市内の空き家（一戸建て専用住宅。今後使用見込のないものを含む）とその敷地を合わせて250万円以下の物件を、仲介手数料0円空き家バンクに5年間継続して登録すること

※空き家バンクに登録後5年以内に成約した物件は継続要件から外れます。

- 2 住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅でない
- 3 所有権以外の権利が設定されていない

② 物件を購入したい人

希望の物件があれば、氷見市IU応援センター（0766-54-0445）へ問い合わせください。

〈購入時要件〉

- 1 市外からの移住者（予定を含む）または令和6年能登半島地震による市内在住の被災者
転入日から2年以内もしくは物件購入後1年以内に転入予定の人
「り災証明書」で全壊、大規模半壊、中規模半壊及び半壊の認定を受けた人
もしくは市から応急住宅の提供を受けている（いた）人
- 2 売却者・宅地建物取引業者の代表者と3親等以内の親族でない人

③ 宅地建物取引業者

- 1 売却者と購入者から**仲介手数料を受け取らない**（宅地建物取引業法第46条の報酬）
- 2 氷見市暴力団排除条例第2条第2号、第3号に該当しない
- 3 売却者・購入者と3親等以内の親族でない
- 4 仲介手数料0円空き家バンクに**登録手続き・報告書類提出**
- 5 **成約時に報告書類を提出**

④ 提出いただく書類

【登録時】

- 1 氷見市空き家情報バンク登録申込書
(氷見市空き家情報バンク制度要綱 様式第1号)
→ ※氷見市仲介手数料0円空き家バンクへの登録を含む
- 2 氷見市仲介手数料0円空き家バンク登録報告書
(氷見市空き家等流通促進報償金交付要綱 様式第1号)
- 3 登録する空き家及び敷地の所有者が確認できる書類
- 4 誓約書兼個人情報の取扱い等に関する同意書（宅地建物取引業者用）
(氷見市空き家等流通促進報償金交付要綱 様式第2号)
- 5 誓約書兼個人情報の取扱い等に関する同意書（所有者用）
(氷見市空き家等流通促進報償金交付要綱 様式第3号)
- 6 その他必要な書類

【成約時】

- 1 氷見市仲介手数料0円空き家バンク成約報告書
(氷見市空き家等流通促進報償金交付要綱 様式第4号)
- 2 売買契約書の写し
- 3 **〔購入者が被災者の場合〕**
り災証明書（半壊以上）又は応急住宅の提供を受けたことを証する書類
〔購入者が転入者の場合〕
転入が確認できる書類（住民票）及び転入の日の前日から起算して直前に1年以上氷見市に居住していなかったことを証する書類（戸籍附票など）
〔購入者が転入予定者の場合〕
転入確約書（購入者用）
(氷見市空き家等流通促進報償金交付要綱 様式第5号)
住民票
購入日の前日から起算して直前に1年以上氷見市に居住していなかったことを証する書類（戸籍附票等）
- 4 誓約書兼個人情報の取扱いに関する同意書（購入者用）
(氷見市空き家等流通促進報償金交付要綱 様式第6号)
- 5 その他必要な書類

⑤ その他

- 1 報奨金の交付は、1物件あたり登録時及び成約時のそれぞれ1回限り
- 2 バンク登録後5年で削除（空き家情報バンクへの再登録は可能）
- 3 5年以内の取下げ・抹消（要件に合わない成約による）、要件違反・不正行為などがあった場合は報奨金を返還

お問い合わせ

氷見市未来戦略課

☎0766-74-8190

E-mail : miraisenryaku@city.himi.lg.jp